

各 位

富山県総合政策局長  
(公 印 省 略)

「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」開催に係る周知へのご協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、県政の推進にあたり格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 12 月 14 日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、本年 4 月 1 日に施行されます。この法律には、新たな外国人材受入れのための在留資格として、人材が不足している産業分野において、「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」の創設などが盛り込まれています。

このたび、別添のとおり、法務省が主催して、「新たな外国人材の受入れに係る制度説明会」を 2 月 13 日（水）に開催しますので、趣旨をご理解の上、貴下所管の企業・団体等への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 申込方法

- ・会場準備の関係上、事前の参加申込みが必要となります。別紙参加申込書に必要事項を記載のうえ、2 月 7 日（木）までに電子メール又は F A X でお申し込みください。（1 企業・団体あたり 2 名までの参加とさせていただきます。）
- ・参加者のとりまとめは、富山県総合政策局国際課において行います。定員（300 名）に達し次第、締め切りますので、あらかじめご了承ください。

### 2 その他

- ・参加受付票は発行しませんので、当日会場へ直接お越しください。
- ・受付は、説明会開始 30 分前より行います。
- ・駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。（説明会出席に係る交通費及び駐車料金は、参加者でご負担願います。）

事務担当：国際課 川田、小森

TEL：076-444-8873 FAX：076-432-5648

E-mail：akokusai@pref.toyama.lg.jp